

戸籍の届出時に 本人確認を実施しています。

高砂市では戸籍届出の手続きをするときに、虚偽の戸籍届出を防ぐため、平成15年11月1日より窓口に来られた方に本人確認のできる書類の提示による本人確認をさせていただいております。

平成20年5月1日から戸籍法の一部が改正されたことにより、対象となる届書や本人確認の方法が変更されました。

来庁される際には本人確認のできる書類をご持参いただきますようお願いいたします。

【対象となる届書】

婚姻届・協議離婚届・養子縁組届・協議養子離縁届・認知届

【確認させていただく方】

届書を持参した方

【本人確認のため窓口で提示していただく書類等】

- ・ 1点の提示でよいもの
住基カード(顔写真つき)、運転免許証、パスポートなど公の機関が発行した顔写真貼付の身分証明書(原本に限る)
- ・ 2点以上の提示が必要なもの(アが必ず1点以上必要です。)
 - ア 健康保険の被保険者証、各種年金証書(手帳)、各種医療受給者証、住民基本台帳カード(顔写真なし)など公の機関が発行した証明書(原本に限る)
 - イ 社員証、学生証など法人が発行した顔写真入りの身分証明書(原本に限る)

※ なお、これらの身分証明書等がない場合も届出を受付することはできますが、後日本人宛に郵便で届出があったことをお知らせします。詳しくは下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】健康市民部市民課
079-443-9019 (直通)
Email:tact2310@city.takasago.hyogo.jp